

都市の規模等の比較【政令指定都市】

参考：「平成23年大都市比較統計年表」（大都市統計協議会）
ただし、「民間事業所」の「事業所数」及び「本社等数」は、
総務省統計局の「平成21年経済センサス基礎調査」より

	面積(km ²)	常住人口 (万人)	昼間人口 (万人)	流入超過 人口(万人)	流入人口 (万人)	民間事業所		上水道		下水道		地下鉄 (km)
						事業所数(百か所)	本社等数(百社)	給水量(百万m ³)	給水戸数(万戸)	処理場数	処理量(百万m ³)	
大阪市	223.0	266.5	353.9	87.3	111.4	2,087.8	142.7	442.9	150.7	12	658.1	129.9
札幌市	1,121.1	187.8	189.4	1.6	8.0	793.9	40.5	178.2	90.0	10	484.3	48.0
仙台市	785.9	104.6	112.2	7.6	12.8	490.3	24.1	108.1	46.9	5	128.5	28.7
さいたま市	217.5	122.2	113.4	△ 8.8	21.7	438.0	20.8	126.0	56.0	1	5.6	—
千葉市	272.1	96.2	93.8	△ 2.4	17.0	307.7	14.5	312.5	136.0	2	155.2	—
川崎市	144.4	144.0	127.6	△ 16.4	23.5	443.1	23.1	166.3	66.9	4	199.9	—
横浜市	437.4	369.0	337.6	△ 31.4	41.0	1,256.6	68.3	425.3	177.7	10	564.4	53.4
相模原市	328.8	71.8	63.0	△ 8.7	8.1	247.9	—	(県営)	(県営)	(県営)	(県営)	—
新潟市	726.1	81.2	82.7	1.5	4.9	373.5	19.7	100.1	30.9	4	203.3	—
静岡市	1,411.9	71.6	74.0	2.3	5.2	382.2	19.9	84.9	28.3	7	137.6	—
浜松市	1,558.0	80.1	79.9	△ 0.2	4.3	376.7	18.2	81.2	31.4	10	100.0	—
名古屋市	326.4	226.4	256.9	30.5	49.6	1,292.3	84.6	286.2	122.8	15	442.5	93.3
京都市	827.9	147.4	159.9	12.5	23.6	794.5	38.9	196.8	75.1	4	337.6	31.2
堺市	150.0	84.2	79.5	△ 4.7	11.9	312.6	15.3	98.7	38.6	3	79.8	—
神戸市	552.8	154.4	158.4	4.0	21.1	718.4	37.4	179.0	77.5	7	208.5	30.6
岡山市	789.9	71.0	73.9	3.0	7.7	338.9	17.3	92.2	30.7	11	122.6	—
広島市	905.4	115.5	117.9	2.4	8.8	564.4	31.8	129.9	43.4	5	299.2	—
北九州市	489.6	97.7	100.4	2.7	7.4	455.2	24.6	119.3	47.5	5	155.6	—
福岡市	341.7	146.4	163.8	17.4	24.7	753.6	44.4	140.3	80.3	6	182.5	29.8
熊本市	389.5	73.4	75.7	2.3	6.7	320.3	—	80.1	70.3	5	91.9	—

平成24年

平成22年国勢調査

平成21年経済センサス基礎調査/平成24年経済センサス活動調査

平成23年度

平成23年度

上位5位以内

上位3位以内

都市の規模等の比較【政令指定都市】

参考：「平成23年大都市比較統計年表」(大都市統計協議会)
ただし、「民間事業所」の「事業所数」及び「本社等数」は、
総務省統計局の「平成21年経済センサス基礎調査」より

	保育所数	小学校数 (休校除く)	中学校数 (休校除く)	公園		博物館数	医療施設数	市内総生産(名目) (百億円)	ごみ収集量 (万トン)	生活保護の保護率 (千人当たりの 受給者数)
				数	面積(ha)					
大阪市	394	309	154	981	939.3	27	5,769	1,851.9	118.8	52.9
札幌市	205	208	107	2,685	2,345.0	30	2,715	635.3	61.6	35.9
仙台市	133	132	72	1,635	1,302.9	20	1,489	416.0	41.3	15.9
さいたま市	139	107	66	894	633.9	12	1,560	396.5	43.0	14.7
千葉市	116	119	62	1,012	869.5	12	1,281	342.3	36.6	17.8
川崎市	185	117	57	1,065	548.7	15	1,706	502.9	44.5	22.0
横浜市	507	356	180	2,613	1,769.3	41	5,092	1,260.1	103.9	17.8
相模原市	75	75	40	587	292.9	5	773	—	23.7	17.0
新潟市	217	115	62	1,313	751.4	29	1,176	304.7	31.6	13.3
静岡市	104	91	57	476	406.6	16	908	—	25.1	11.1
浜松市	85	108	58	530	637.7	15	1,067	—	26.5	8.8
名古屋市	297	267	125	1,426	1,567.8	38	3,595	1,160.3	62.1	15.8
京都市	254	186	101	891	633.9	64	2,569	563.7	48.9	31.3
堺市	104	96	47	1,140	693.1	6	1,223	—	29.2	29.8
神戸市	196	171	102	1,604	2,623.6	32	2,646	613.3	51.6	31.0
岡山市	115	94	45	459	1,140.4	21	1,190	262.9	21.8	19.0
広島市	181	147	77	1,081	864.9	17	2,007	481.7	36.4	22.5
北九州市	158	135	72	1,671	1,152.2	8	1,715	342.8	22.9	24.1
福岡市	185	149	82	1,626	1,325.6	16	2,562	656.6	67.2	27.4
熊本市	153	94	53	908	654.7	4	1,107	—	23.7	20.8

平成24年

平成24年

平成23年度末

平成23年

平成22年度

平成23年度

平成23年度

：上位5位以内

：上位3位以内

特別職の報酬等に係る関係法律、条例

<市会議員の報酬>

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）（抄）

- 第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 9 月 30 日条例第 32 号）（抄）

（報酬）

第 2 条 報酬は、次のとおりとする。

議長	月額	1,200,000 円
副議長	月額	1,060,000 円
常任委員長	月額	1,010,000 円
副委員長	月額	990,000 円
議員	月額	970,000 円

（期末手当）

- 第 5 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員には、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した議員についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に 100 分の 20 に乗じて得た額の合計額に、6 月 1 日を基準日として支給する場合においては 100 分の 190、12 月 1 日を基準日として支給する場合においては 100 分の 205 に乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期満了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。
- (1) 6 月 100 分の 100
- (2) 5 月以上 6 月未満 100 分の 80
- (3) 3 月以上 5 月未満 100 分の 70

(4) 1月以上3月未満 100分の50

(5) 1月未満 100分の30

3 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年12月26日条例第96号）（抄）

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額、平成21年4月1日から平成27年4月29日までの間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。

<政務活動費>

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抄）

第100条 省 略

2-13 省 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17-20 省 略

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年4月1日条例第25号）（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大阪市会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他活動に資するため必要な経費の一部として交付する政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 政務活動費は、大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第1項

の規定により 95,000 円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。) に対して交付する。

(政務活動費の月額等)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、570,000 円又は 95,000 円のうちから各会派が選択した額に、各月の 1 日 (以下「基準日」という。) における当該会派の所属議員 (基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。) の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の会派に対する政務活動費は、交付しない。

3 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、475,000 円とする。

4 基準日において交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の交付対象議員に対する政務活動費は、交付しない。

第4条—第11条 省 略

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例 (平成 20 年 12 月 26 日条例第 94 号)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例 (平成 13 年大阪市条例第 25 号) に基づく政務活動費の月額は、平成 25 年 3 月 1 日から平成 27 年 4 月 29 日までの間において、同条例第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

<市長、副市長の給料及び退職手当>

地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) (抄)

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む。)、へき地手当 (これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。) 又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月26日条例第9号）（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる本市職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3)－(6) 省略

（給料）

第2条 職員に対しては、給料を支給する。

- 2 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員の給料は、別表によるものとし、同条第4号及び第5号に掲げる職員の給料は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号（病院局長にあつては、同項第4号ア）に掲げる給料表の適用を受ける者の例に準じ、市長が定める。

（手当）

第3条 職員に対しては、給料のほか、給与条例の適用を受ける者の例に準じ、手当（第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員については、地域手当及び通勤手当に限る。）を支給する。ただし、第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員の地域手当の額については、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、6月又は12月に在職する第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員には、別に条例の定めるところにより、期末手当を支給する。

第4条 前条に定めるもののほか、第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員が退職したときは、その者に退職手当を支給する。

- 2 第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 第1条第1号に掲げる職員 100分の58
- (2) 第1条第2号に掲げる職員 100分の47
- (3)－(4) 省略

3 省略

- 4 第1項に定める職員（第1条第6号に掲げる職員を除く。）の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

別表（第2条関係）

職 員	給料月額
市 長	<u>1,420,000 円</u>
副市長	<u>1,130,000 円</u>
省 略	省 略

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年12月19日条例第85号）

（特別職の職員の期末手当）

- 第5条 基準日にそれぞれ在職し、第1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員（市規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に期末手当を支給する。
- 2 前項に定める職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、調査対象期間における実勤務日数の区分に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第1項に定める職員のうち、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、その合計額に職務段階等に応じて100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

市長の給料月額等の特例に関する条例（平成23年12月28日条例第65号）

（市長の給料月額の特例措置）

- 第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）に基づく市長（この条例の施行の際現に市長の職にある者に限る。以下同じ。）の給料月額は、同条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の42に相当する額を減じた額（その額に、5,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、5,000円以上10,000円未満の端数があるときはこれを10,000円に切り上げた額）とする。ただし、同条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。

（市長に対する退職手当の額の特例措置）

- 第2条 特別職の職員の給与に関する条例に基づく市長に対する退職手当の額は、特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の81に相当する額を減じた額とする。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月26日条例第9号）（抄）

- 附則第2項 当分の間、第1条第2号、第3号及び第6号に掲げる職員に対する退職手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の50（第1条第6号に掲げる職員にあっては、100分の5）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。